

世代を 越えて ふれあいを



わら細工作り
(三桶集落)



講演会 (桐沢集落)



ものづくり体験 (原小屋集落)

今月の主な内容

- 小国町の台所事情 2~6
- まちづくりアンケート結果 7
- 春は引っ越しのシーズン 8
- 介護保険情報 9
- マイタウンピックス 10
- くらしの情報 11~14

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

3月 おぐにさわやかリポート番組表

7日	健康ライフ
13日	昔話
14日	中学3年生に聞く
21日	お誕生日おめでとう
27日	ごぜ唄 おけさ
28日	新1年生にインタビュー

※土曜日の番組は、第2・第4土曜のみ午前7時30分から全チャンネルで放送
 ※日曜日の番組は、午前7時30分から全チャンネルで放送(再放送は3チャンネルで午前10時・午後1時・6時・9時から)
 ※日曜日の番組は都合により変更になる場合もあります。

世帯数	人口
2192世帯 (-4)	7209人 (-13)
男	女
3513人 (-6)	3696人 (-7)

1月の動き 出生1人 死亡11人
 転入11人 転出14人

3月号カレンダー 3月10日~4月9日

3/10 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	25 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
11 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	26 金	診療所 午後 外科 法律相談所開設 (就業改善センター)
12 金	診療所 午後 外科	27 土	おぐに山野草展 (~28日)
13 土		28 日	
14 日	生涯学習フェスティバル	29 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
15 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	30 火	
16 火		31 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
17 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	4/1 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
18 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	2 金	診療所 午後 外科
19 金	診療所 午後 外科	3 土	
20 土	春分の日 インドアパタック大会	4 日	
21 日	結婚相談所開設 (就業改善センター) 診療所 日曜診療日	5 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
22 月	診療所 振替休診日 町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	6 火	小・中学校入学式 「春の全国交通安全運動」~15日まで
23 火		7 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
24 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	8 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
		9 金	診療所 午後 外科

※横田内科・消化器科クリニック (95-3141) では、午前9時から正午まで日曜診療を行っております。【急患に限る】



切手・葉書

わが国で郵便が開始されたのは明治4(1871)年3月からで、4種の郵便切手が発売されました。いずれも和紙に銅版で竜の模様が印刷されていたので、「竜切手」と呼ばれています。

「切手」の「切」は料金の支払い済みを示す「切符」、「手」は印刷を押した証書を指す「手形」を意味しています。

江戸時代には、関所を通るとき、船に乗るときなどの通行証が「切手」と呼ばれていました。

最初二つ折りの薄紙だった「郵便葉書」が発売されたのは、明治6(1873)年12月で、厚手の一枚になったのは8年5月。「はがき紙」は「はがき印紙」「端書」などと記されましたが、16年の「郵便条例」以後「葉書」に落ち着きました。「葉」は薄く平たいものを意味しています。

江戸時代に「羽書」と書かれたのは、伊勢(三重県)の津藩で出した藩札で、お札は羽があるもののように飛ぶところからついた名前といわれています。葉書も紙幣と同様、飛んでいくものといえるかもしれません。



バランスシートは、左側に「資産」、右側上部に「負債」を表示します。バランスシートにおける資産は、町民の財産であり、将来における行政サービスの元になります。負債は、将来町民が税金等で償還しなければならない負担です。バランスシートの右側下部にある「正味資産」は、このような財政負担の世代間の公平性をみる尺度となり、「負債」（後世代の負担）と「正味資産」（既世代の負担）は、どの世代がコストを負担するのか（したのか）という割合を示すことができます。

平成14年度バランスシート (平成15年3月31日現在) (単位:千円)

借 方		貸 方	
[資産の部]		[負債の部]	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1)総務費	794,681	(1)地方債	4,477,114
(2)民生費	705,509	(2)債務負担行為	
(3)衛生費	1,885,503	①物件の購入等	0
(4)労働費	39,659	②債務保証又は損失補償	175,951
(5)農林水産業費	2,052,365	債務負担行為計	175,951
(6)商工費	1,200,948	(3)退職給与引当金	661,765
(7)土木費	2,329,457	固定負債合計	5,314,830
(8)消防費	105,685	2. 流動負債	
(9)教育費	2,809,931	(1)翌年度償還予定額	580,097
(10)その他	1,222	(2)翌年度繰上充用金	0
計	11,924,960	流動負債合計	580,097
(うち土地)	1,120,077	負債合計	5,894,927
有形固定資産合計	11,924,960	[正味資産の部]	
2. 投資等		1. 国庫支出金	1,068,958
(1)投資及び出資金	53,842	2. 都道府県支出金	2,228,294
(2)貸付金	41,991	3. 一般財源等	
(3)基金		①前期繰越	3,837,972
①特定目的基金	260,533	②当期増加額	-212,791
②土地開発基金	75,674	一般財源等合計	3,625,181
③定額運用基金	3,000	正味資産合計	6,922,433
基金計	339,207	負債・正味資産合計	12,817,360
投資等合計	435,040		
3. 流動資産			
(1)現金・預金			
①財政調整基金	282,182		
②減債基金	9,878		
③歳計現金	120,387		
現金・預金計	412,447		
(2)未収金			
①地方税	36,884		
②その他	8,029		
未収金計	44,913		
流動資産合計	457,360		
資産合計	12,817,360		

※債務負担行為に係る補償等
 ①物件の購入等に係るもの 0千円
 ②債務保証及び損失補償に係るもの 310,260千円
 ③利子補給等に係るもの 217,085千円

小国町の台所事情は!



行政コスト計算書

地方自治体では、民間企業でいうところの「損益計算書」にあたるもの、すなわち発生主義の考え方で損益を計算する計算書がなく「利益」概念がありませんでした。もちろん、地方自治体は利益を追求する団体ではありません。しかし、提供する行政サービスに対して税金等の支払いを受けるとともに、必ず「コスト（費用）」が発生します。この「コスト」意識をもつことは利益を追求しない団体であっても「最小の経費で最大の効果をあげる」ためには必ず必要であり、行政経営における重要な要素です。この「コスト」を正確に計算するのが「行政コスト計算書」です。

平成14年度 行政コスト計算書

自平成14年4月1日 至平成15年3月31日 (単位:千円)

費用の部		
人件費	1,010,135	24.4%
物件費	763,188	18.4%
維持補修費	88,619	2.1%
扶助費	140,236	3.4%
補助費等	703,464	17.0%
普通建設事業費	180,365	4.4%
災害復旧事業費	38,306	0.9%
公債費	151,430	3.7%
繰出金	198,079	4.8%
減価償却費	771,119	18.6%
退職給与引当金繰入額	100,617	2.4%
不納欠損額	0	0.0%
費用合計	4,145,558	
収入の部		
一般財源等	2,890,262	78.0%
国庫支出金	105,505	2.8%
県支出金	210,158	5.7%
使用料・手数料	333,724	9.0%
分担金・負担金	11,036	0.3%
財産収入	17,134	0.5%
繰入金	5,843	0.2%
諸収入	131,735	3.6%
収入合計	3,705,397	
当期純余剰	-440,161	
国庫支出金取崩高	41,899	
県支出金取崩高	185,471	
当期一般財源等増加額	-212,791	
前期繰越一般財源等	3,837,972	
当期末一般財源等	3,625,181	

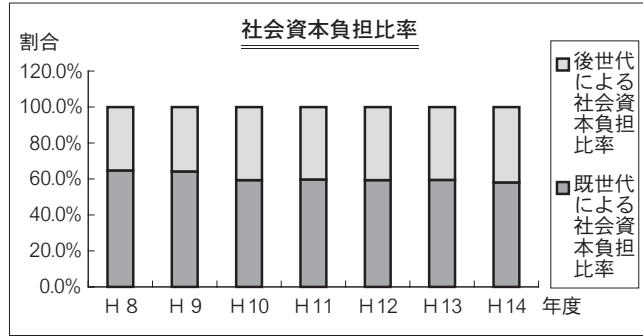


「当期純余剰」は、民間企業の損益計算書でいう「当期純利益」に相当するもので、後世代のための行政経営資源を増加させるものです。平成14年度の歳入歳出決算額（現金主義）では、約1億2千万円の繰越金（余剰）となりましたが、行政コスト計算では、約4億4千万円の「損失」となっています。

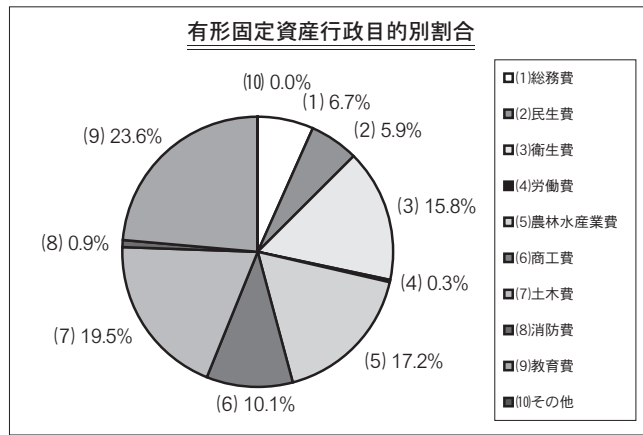
これは、「減価償却費」として約7億7千万円、「退職給与引当金繰入額」として約1億百万円などが歳入歳出決算額には表れないコストとして計算されるためです。

また、総コストの17.0%を補助費等が占めていますが、下水道事業会計における下水道事業債（地方債）の償還のための補助金（繰出金）などは、本来「負債」の減少であり、小国町全体からみればコストとすべきものではありませんが、普通会計を対象としているためコストとして算定しています。

● 分 析 表 ●

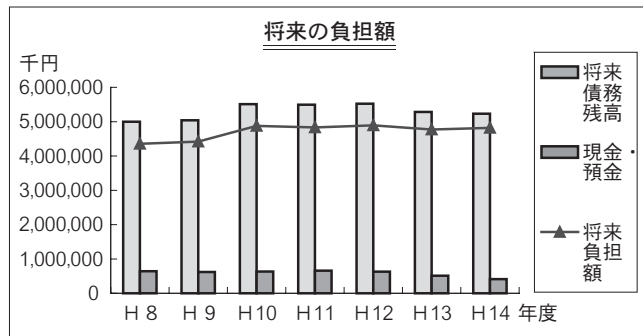


社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち、正味資産による整備の割合をみることで、これまでの世代によって既に負担された分の割合をみることができます。
したがって、既世代の比率が高いほど後世代による負担が少なく健全であるといえます。



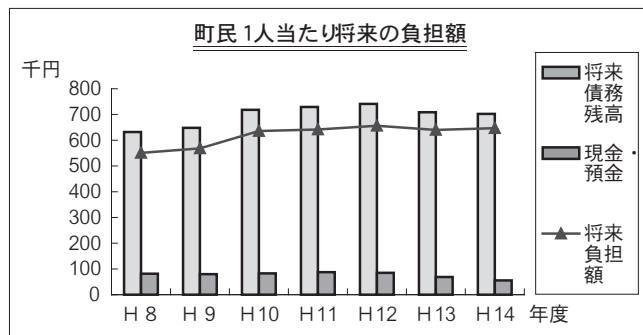
有形固定資産の行政目的別割合をみることで、行政分野ごとの資産形成の比重を把握することができます。この割合により、これまで小国町の社会資本形成がどこに重点をおいていたかが分かります。

小国町の場合は、学校施設、社会体育施設等の教育費関係及び道路、町営住宅等の土木費関係にかかる事業費が大きく割合も高くなっています。

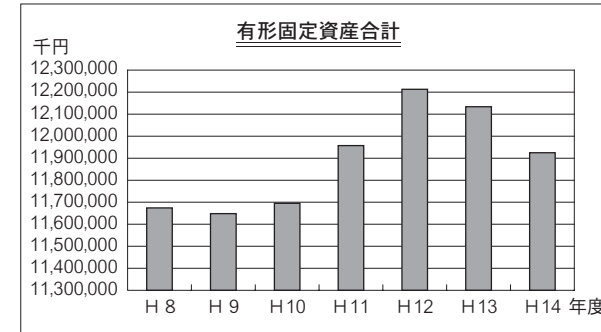


将来の負担となる地方債（借金）、債務負担行為、償還予定額と現在保有している現金、基金（預金）を示し、そこから算出される将来の負担額を示しています。

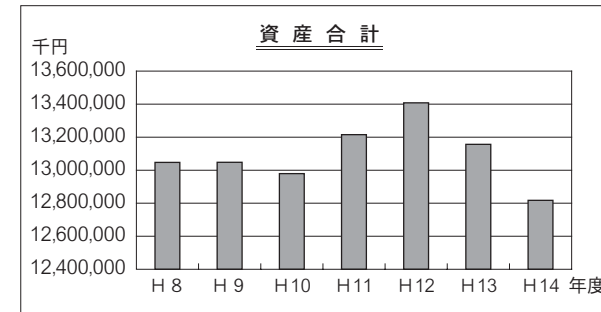
H14では、将来の債務残高は減少していますが、それよりも現金・基金（預金）の減少幅が大きく、結果として将来負担額は若干ながら上昇しました。



資産の部

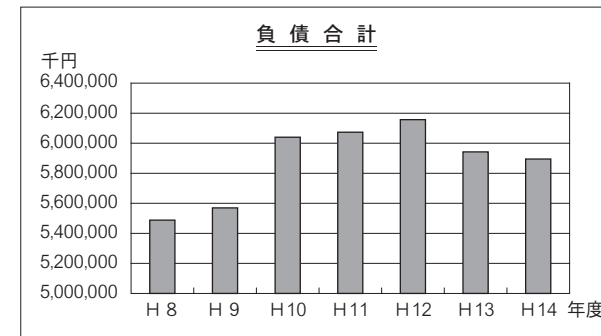


土地、建物、備品などが該当し、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産で、建物については、毎年減価償却しています。
H12及びH13の伸びが他の年度よりも伸びているのは、診療所棟整備や統合保育所整備の事業によるものです。



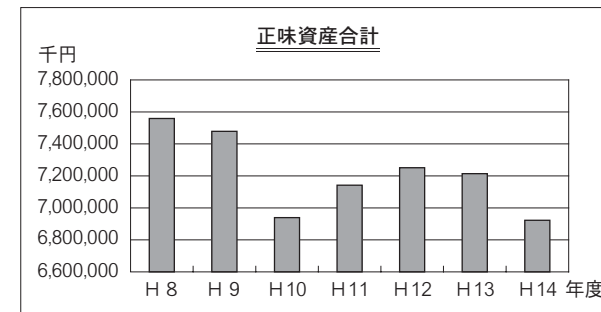
有形固定資産に、現金や預金（基金）などの流動資産を加えた資産の合計です。H13～H14の低下は、有形固定資産の減価償却に加え基金（預金）などの流動資産の減少によるものです。

負債の部



将来において、支払いや返済の必要があるもので地方債（借金）や債務負担行為、退職手当引当金などをいいます。H13～H14の低下は、地方債や損失補償などの固定負債の減少によるものです。

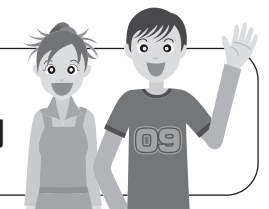
正味資産の部



営利活動を目的としないため、「正味資産」と表示され、民間企業の「資本」にあたるもので、国庫支出金、県支出金、一般財源等をいいます。
H14の低下は、県支出金や一般財源が減少したものです。

町民1人あたりでみてみると (H14)

資 産 1,774,766円 負 債 816,246円
正味資産 958,520円



小国町まちづくりアンケート結果 ①

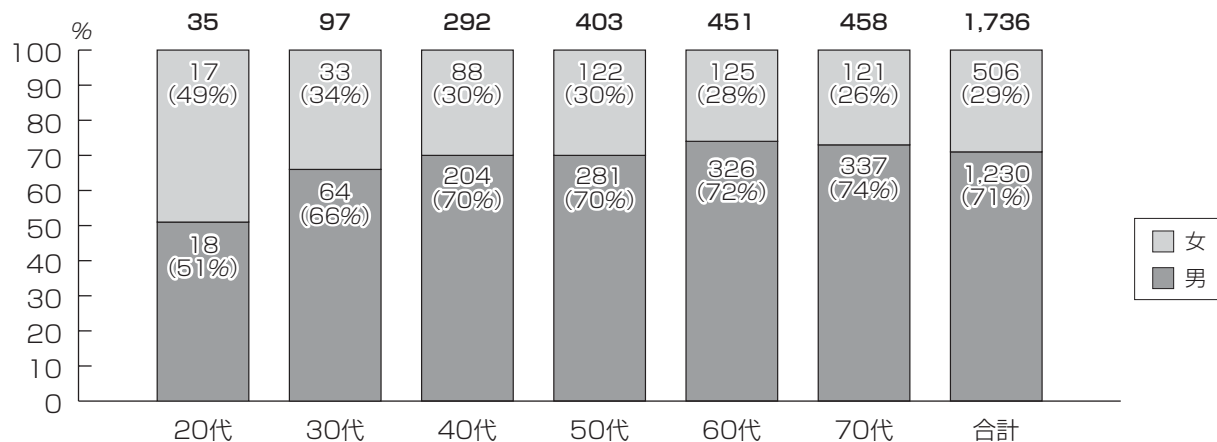
長岡地域との合併の方向性を踏まえ、今後の小国町のまちづくりの参考とさせていただくためにアンケート調査を1月31日から2月5日にかけて、全世帯を対象として実施させていただきました。短い期間での調査のため、皆さんにはお手数をおかけいたしました、ご協力ありがとうございました。

今月から数回に分けて、その結果をお知らせします。

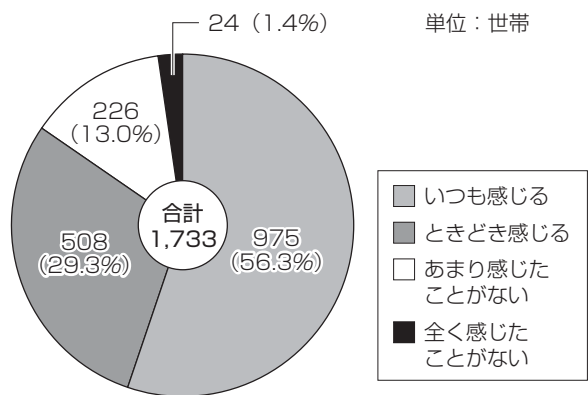
有効回答数 1,771世帯 (86%)

注：有効回答数は、質問のいずれかに回答があるもの全てを有効としていますので各項目の数値が異なっています。

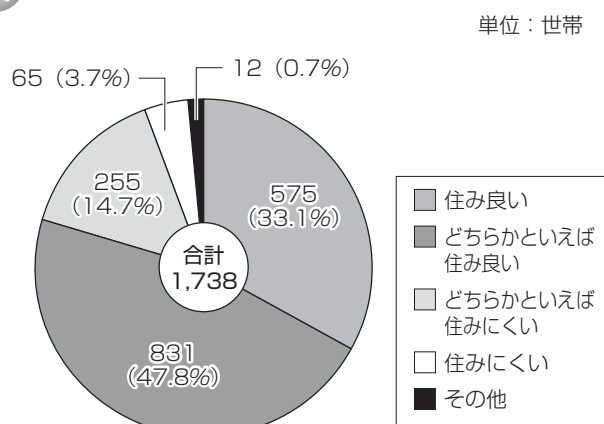
◎回答者の内訳



Q 小国町を「自分の町」、「ふるさと」として誇りや愛着を感じますか。



Q 小国町を住みよいところだと思いますか。



Q 日常生活の中で、さらに住みよい小国町づくりのために何が必要だと思いますか。(施設面(26項目)、施策面(31項目)をそれぞれ5項目選択)

「施設面」

1. 医療施設の整備・・・10.87%
2. 道路除雪の強化・・・8.91%
3. 企業の誘致・・・8.79%
4. 生活道路の整備・・・7.31%
5. 通信・情報(ニューメディア)の充実・・・5.28%

「施策面」

1. 雇用の場の確保・・・11.48%
2. 休日・夜間診療の充実・・・9.30%
3. 在宅福祉の充実・・・8.42%
4. よめ・むこ対策・・・7.04%
5. 屋根雪の排雪対策強化・・・6.29%

※ それぞれ上位5項目

経年バランスシート(H8～H14)

単位：千円

科	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
資産の部							
1. 有形固定資産							
(1) 総務費	981,019	976,387	935,853	907,771	869,973	834,898	794,681
(2) 民生費	151,085	146,365	140,348	151,145	529,767	720,890	705,509
(3) 衛生費	1,751,218	1,661,568	1,587,460	1,869,825	1,940,601	1,844,927	1,885,503
(4) 労働費	58,829	55,634	52,439	49,244	46,049	42,854	39,659
(5) 農林水産業費	1,665,135	1,732,176	1,838,693	1,892,825	1,927,666	1,987,386	2,052,365
(6) 商工費	1,417,852	1,443,443	1,420,706	1,355,290	1,294,982	1,263,487	1,200,948
(7) 土木費	2,458,600	2,468,042	2,586,329	2,575,820	2,526,892	2,434,246	2,329,457
(8) 消防費	134,717	140,721	148,725	156,011	141,091	122,821	105,685
(9) 教育費	3,054,375	3,022,414	2,983,044	2,998,000	2,934,584	2,881,117	2,809,931
(10) その他	1,400	1,392	1,392	1,222	1,222	1,222	1,222
有形固定資産合計	11,674,230	11,648,142	11,694,989	11,957,153	12,212,827	12,133,848	11,924,960
(うち土地)	1,007,687	1,051,486	1,073,752	1,075,409	1,083,840	1,092,805	1,120,077
2. 投資等							
(1) 投資及び出資金	115,035	115,164	53,208	53,351	53,474	53,757	53,842
(2) 貸付金	150,685	130,139	97,593	83,047	68,501	53,955	41,991
(3) 基金							
①特定目的基金	365,778	421,766	386,882	352,266	332,223	287,262	260,533
②土地開発基金	75,541	75,033	75,320	75,463	75,541	75,647	75,674
③定額運用基金	2,000	2,000	5,000	5,000	6,000	6,000	3,000
基金計	443,319	498,799	467,202	432,729	413,764	368,909	339,207
投資等合計	709,039	744,102	618,003	569,127	535,739	476,621	435,040
3. 流動資産							
(1) 現金・預金							
①財政調整基金	469,342	462,705	415,841	423,149	405,850	312,083	282,182
②減債基金	38,339	28,904	22,686	15,661	14,384	14,141	9,878
③歳計現金	135,892	129,089	195,548	221,742	211,204	186,127	120,387
現金・預金計	643,573	620,698	634,075	660,552	631,438	512,351	412,447
(2) 未収金							
①地方税	16,579	20,967	26,281	19,725	21,649	28,143	36,884
②その他	3,648	14,258	5,855	8,742	6,093	5,347	8,029
未収金計	20,227	35,225	32,136	28,467	27,742	33,490	44,913
流動資産合計	663,800	655,923	666,211	689,019	659,180	545,841	457,360
資産合計	13,047,069	13,048,167	12,979,203	13,215,299	13,407,746	13,156,310	12,817,360
負債の部							
1. 固定負債							
(1) 地方債	4,464,744	4,551,215	4,719,367	4,717,441	4,759,722	4,521,761	4,477,114
(2) 債務負担行為							
①物件の購入等	0	0	0	0	0	0	0
②債務保証又は損失補償	0	0	282,775	255,441	228,512	202,010	175,951
債務負担行為計	0	0	282,775	255,441	228,512	202,010	175,951
(3) 退職給付引当金	489,052	530,114	530,534	579,819	633,958	660,398	661,765
固定負債合計	4,953,796	5,081,329	5,532,676	5,552,701	5,622,192	5,384,169	5,314,830
2. 流動負債							
(1) 翌年度償還予定額	534,518	488,028	507,149	520,825	534,518	558,249	580,097
(2) 翌年度繰上充資金	0	0	0	0	0	0	0
流動負債合計	534,518	488,028	507,149	520,825	534,518	558,249	580,097
負債合計	5,488,314	5,569,357	6,039,825	6,073,526	6,156,710	5,942,418	5,894,927
方							
[正味資産の部]							
1. 国庫支出金	907,668	892,573	945,027	959,286	1,053,628	1,068,840	1,068,958
2. 都道府県支出金	2,077,381	2,213,581	2,256,585	2,246,949	2,278,400	2,307,080	2,228,294
3. 一般財源等							
(1) 前期繰越	4,723,753	4,573,706	4,372,656	3,737,766	3,935,538	3,919,008	3,837,972
(2) 当期増加額	-150,047	-201,050	-634,890	197,772	-16,530	-81,036	-212,791
一般財源等合計	4,573,706	4,372,656	3,737,766	3,935,538	3,919,008	3,837,972	3,625,181
正味資産合計	7,558,755	7,478,810	6,939,378	7,141,773	7,251,036	7,213,892	6,922,433
負債・正味資産合計	13,047,069	13,048,167	12,979,203	13,215,299	13,407,746	13,156,310	12,817,360

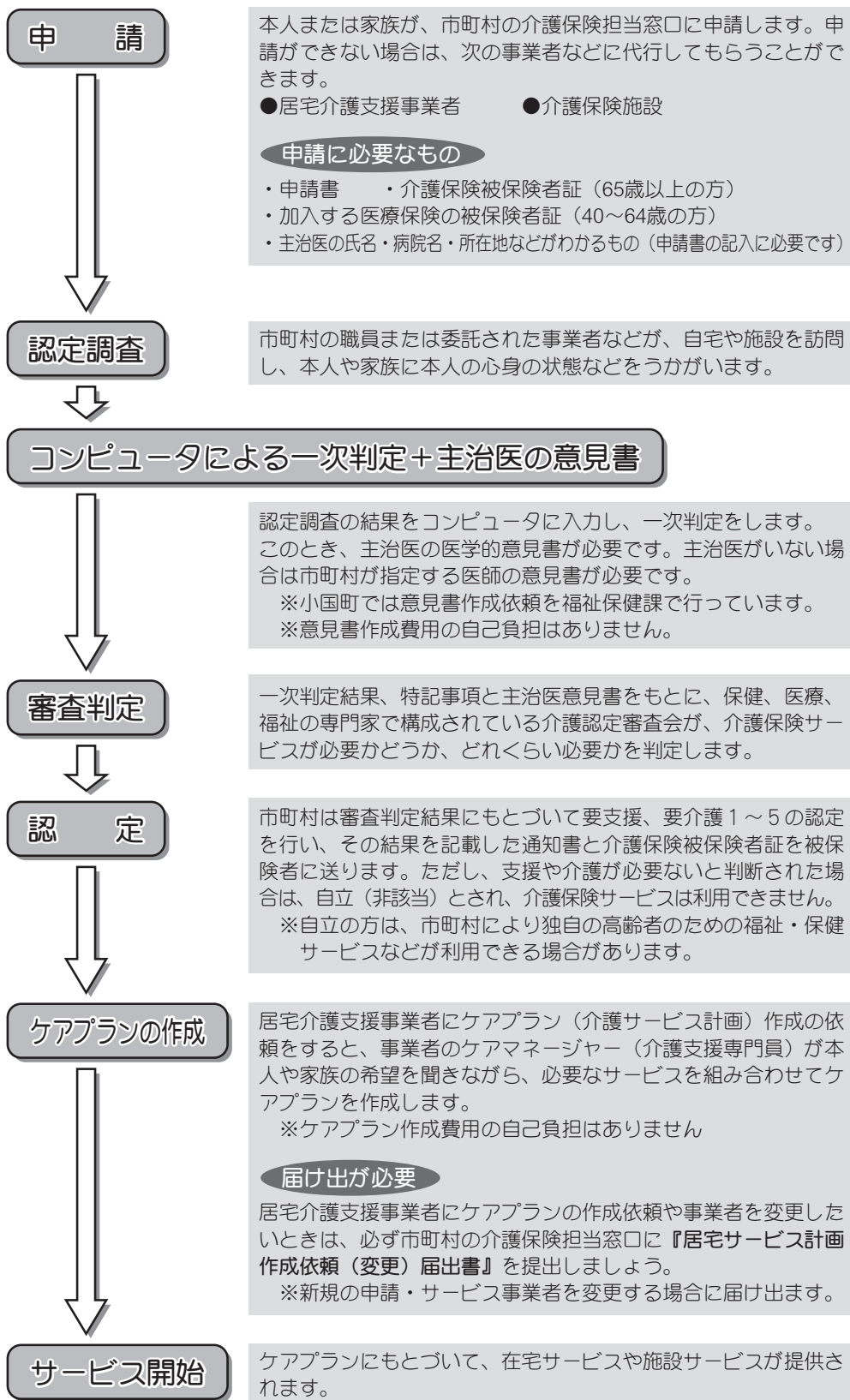
負債負担行為に係る補償等	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
①物件の購入等に係るもの	30,450	71,050	0	40,400	40,400	0	0
②債務保証及び損失補償に係るもの	198,000	7,244	340,610	340,610	340,610	340,610	310,260
③利子補給等に係るもの	29,154	21,665	15,761	7,501	4,604	3,157	217,085

歳入総額	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
歳入総額	5,356,959	5,148,226	5,587,305	5,611,980	5,622,673	5,151,976	4,925,480

◎分析表 どの世代が負担するのか(したのか)

項目	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
既世代による社会資本負担比率	64.7%	64.2%	59.3%	59.7%	59.4%	59.5%	58.0%
後世代による社会資本負担比率	35.3%	35.8%	40.7%	40.3%	40.6%	40.5%	42.0%
有形固定資産行政的別割合(どこに重点がおかれたか)							
(1) 総務費	8.4%	8.4%	8.0%	7.6%	7.1%	6.9%	6.7%
(2) 民生費	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	4.3%	5.9%	5.9%
(3) 衛生費	15.0%	14.3%	13.6%	15.6%	15.9%	15.2%	15.8%
(4) 労働費	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
(5) 農林水産業費	14.3%	14.9%	15.7%	15.8%	15.8%	16.4%	17.2%
(6) 商工費	12.1%	12.4%	12.1%	11.3%	10.6%	10.4%	10.1%
(7) 土木費	21.1%	21.2%	22.1%	21.5%	20.7%	20.1%	19.5%
(8) 消防費	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%
(9) 教育費	26.2%	25.9%	25.5%	25.1%	24.0%	23.7%	23.6%
(10) その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
将来の指標							
将来債務残高(地方債+債務負担行為+翌年度償還予定額)	4,999,262	5,039,243	5,509,291	5,493,707	5,522,752	5,282,020	5,233,162
現金・預金(財政調整基金+減債基金+歳計現金)	643,573	620,698	634,075	660,552	631,438	512,351	412,447
将来負担額(将来債務残高-現金・預金)	4,355,689	4,418,545	4,875,216	4,833,155	4,891,314	4,769,669	4,820,715
町民1人当たり将来債務残高(将来債務残高/年度未人口)	632	648	718	729	741	709	702
町民1人当たり現金・預金(現金・預金/年度未人口)	81	80	83	88	85	69	55
町民1人当たり将来負担額	551	568	636	642	656	640	647

介護保険サービスを利用するには(申請からサービス開始まで)



※継続して介護保険サービスを利用したい場合には、認定結果の有効期限が過ぎる前に市町村の介護保険担当窓口で更新の申請をしましょう。

介護保険

63

老後の安心を皆で支える仕組み……介護保険制度

介護保険のサービスを受けるには申請をして認定を受ける必要があります

申請方法等詳しいことは、福祉係(☎95・5903)又は、介護係(☎95・5050)までご相談ください。

春は引っ越しのシーズン

小国町から町外へ

転出

町外へ転出するときは、あらかじめ町民課に届け出を行い、「転出証明書」をお受け取りください。

- お持ち頂くもの**
- 届出人の印鑑
 - 国民健康保険証(加入している方)
 - 介護保険被保険者証(交付を受けている方)
 - 印鑑登録証(登録している方)
 - 老人・乳児・幼児医療受給者証(該当する方)

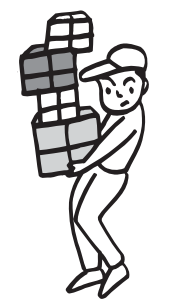


町内で住所が変更

転居

町内で住所を移したときは、引っ越した日から14日以内に町民課で転居の届け出をしてください。

- お持ち頂くもの**
- 届出人の印鑑
 - 国民健康保険証(加入している方)
 - 介護保険被保険者証(交付を受けている方)
 - 国民年金手帳(加入している方)
 - 老人・乳児・幼児医療受給者証(該当する方)
 - ※住所変更の手続きをします



町外から小国町へ

転入

町外から転入したときは、実際に住みはじめた日から14日以内に町民課で転入の届け出をしてください。

- お持ち頂くもの**
- 届出人の印鑑
 - 転出証明書(前住所地の市区町村で交付したもの)
 - 国民年金手帳(加入している方)『被保険者台帳』(前住所地の市区町村で交付したもの)
 - 介護認定を受けている方『受給資格証明書』(前住所地の市区町村で交付したもの)
 - 老人医療を受けている方『負担区分等証明書』(前住所地の市区町村で交付したもの)
 - 加入している健康保険証(老人・乳児・幼児医療に該当する方)
 - 障害認定を受けている方『障害者手帳』『療育手帳』

※前住所地の市区町村で発行した『転出証明書』がないと、転入の手続きはできません。

- ・『転出証明書』は、転出予定日の2週間前から発行することができます。
 - ・『転出証明書』は、転出先の住所がわかれば、家族の方でも届け出ができます。
- ※転入届は、実際に住みはじめた日以降でなければ手続はできません。
- ※すでに住所を移しているのにまだ届け出にきていない方は、早めに届け出て下さい。

3月 心配ごと相談 午前10時～午後3時

2日 佐々木藤枝 9日 湯本チヨ子
16日 飯田 弘二 23日 田中富志夫
30日 安沢 功

延命荘 ☎95-2027

お知らせ

information

お問い合わせ・お申し込みは
それぞれ表記の番号へご連絡下さい

役場から

●放課後児童健全育成事業
「おひさま児童クラブ」
の利用登録児童の
募集について

平成16年度の利用登録児童を募集しています。
対象児童 小学校に在籍している児童のうち労働等で保護者が家庭にいない児童
受入時間
・平日 放課後～午後6時
・土曜日・長期休暇中

●安心して暮らしていくために

町では、判断能力が十分でない高齢者や障害者の方が権利擁護事業や成年後見制度を利用して引き続き安心して暮らしていただけるように支援いたします。
現在、権利擁護に関する

午前8時～午後6時
受入場所 小国町農村環境改善センター2階研修室
その他 利用形態等については、個別に相談に応じます。福祉係までご相談ください。

●保育園入園児童保護者会の開催について

ひまわり保育園 ☎95・2029
平成16年度保育園入園児童の保護者会を次の日程でおこないます。

日時 3月14日(日) 午前9時～11時30分(予定)
場所 ひまわり保育園 2階遊戯室
その他、詳しくは保育園へお問い合わせ下さい。

事業については、次の2つがあります。
①新潟県地域福祉権利擁護事業
痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のある方で、判断能力が十分でないため福祉サービスの利用手続や金銭管理などの支援を行うサービス
②成年後見制度
精神上の障害によって判断能力が十分でない方(痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者)の判断能力の段階によって、後见人・補佐人・補助人が選ばれ、保護をするための制度
(具体的には介護保険や支援費の福祉サービスの申請や日常生活上の各種契約等の代理人になります。)
※なお、成年後見制度については、申請申立を家庭裁判所に行わなければならないため、費用や申立に関する支援事業等を平成16年1月から実施しています。
以上のような擁護事業や

制度について、相談や質問等がございましたら、福祉保健課福祉係(☎95・5903)、小国町社会福祉協議会(☎95・2027)まで連絡ください。

催し

●おぐい山野草展

日時 3月27日(土)～28日(日) 10時～17時
(但し、28日は15時まで)
会場 おぐい森林公園
紙の美術博物館、脇
入場料(展示会場のみ)
大人(高校生以上) 1人100円
子供 無料
小国雪割草、山野草、物産や工芸品の展示・即売をいたします。その場で当てるお楽しみクイズもあります。どうぞお友達とお誘いあわせおいで下さい。



あったか～い手作り弁当で冬期慰問

社会福祉協議会では、寒く厳しい冬を慰問しようと毎年冬期慰問事業を行っていますが、今年は2月17、18日の2日間行われました。調理・配食ボランティア38人及び民生委員さんが協力して、対象者274人にあったかいお弁当が届けられました。
弁当を届けられた方は、「おいしい弁当ありがとうございます。じっくり味わっていただきます。」とお礼を言われていました。

とうろう 雪灯籠で冬を演出!!

太郎丸集落(しぶみ会)では、雪に親しみ、雪を楽しもうと毎年、雪灯籠をつくり祭りを行っています。今年も、2月14日新浮海神社境内を中心に所狭しと雪灯籠が作られました。当日は、激しい風雨となりましたが、集落の方をはじめ見物人が訪れ、神社を中心とした幻想的な風景を楽しんでいました。



地元産大豆を使った味噌作り

地元で穫れた大豆を原料とした、味噌作りが行われました。これは転作作物として栽培された良質の大豆を原料として、安心・安全な味噌を食べたいという人たちが集まり、農村地域アドバイザーや味噌加工指導員を講師として行われたものです。
仕込み作業を4日間かけて行い、7カ月後には手作り味噌が完成します。



「鬼はそと～、福はうち～」 保育園で豆まき大会

今年もみんなで鬼退治。恒例となっている保育園の豆まき大会が、節分の2月3日開かれました。赤と緑の鬼2匹がホールに現れると子供達は、「鬼に向かう」、「遠くから豆を投げる」、「先生にしがみつく」、「泣き叫ぶ」とそれぞれの行動を取りましたが、最後にはみんなで、鬼を追い払いました。



賃貸住宅退去時のトラブルにあわないために

新潟県消費者センターには、「敷金が戻らない」「高額の補修費を請求された」といった賃貸住宅を退去する時のトラブルについての相談が多く寄せられています。

●「敷金」とは…「敷金」とは賃貸住宅を退去する時に、借り主が家賃を滞納したり建物に損害を与えた場合などに備えて、家主があらかじめ担保として預かるお金のことで、退去する時は返金されるものです。しかし、例えば不注意で壁に傷をつけたなど借り主の過失による損傷や家賃滞納など借り主が支払わなければならない債務が残っている場合は敷金からその額を差し引かれることとなります。

●借り主の義務は…通常、借り主は退去する時に借りた部屋を元通りにして返す「原状回復義務」があります。「原状回復」とは通常の使用で生じた畳・障子・カーペット・壁紙などの汚れや痛みを修繕まで含めません。

しかし、契約書に退去時の特約事項があればそれに従わなければならない場合があります。注意が必要です。

●トラブルにあわないために…

- 1 契約する前に契約内容、特に特約事項を念入りに確かめましょう。
- 2 入居時に、物件の状況を借り主、家主双方で確認しておきましょう。
- 3 退去時には家主に必ず立ち会ってもらい、修繕を要するか否かその場で確認してもらいましょう。

新潟県消費者センター
相談室電話025・285・4196

募集

●キナーレ市
出店者募集

越後妻有交流館キナーレ
0257・52・0117
(新潟県十日町本町6
クロス10となり)

不用品・手づくりの販売
から、作品の発表まで出店
のしかたはあなたらしい！
4月～11月まで

毎月第2・4日曜日開催
建物の内部の池のほとり
で開催される定期市。古着
のきもの・帯以外ならどん
なもので。

○出店料1区画(3m×2
m)1,000円/日(テ
ブル1・椅子2含む)
電気・水道・下水道使用
の場合は別途

○大規模(貸切)イベント
が開催される場合にはキ
ナーレ市は開催されませ
ん。

保健

●3月の予防接種

乳幼児健診

*麻しん・風しん(もれ者)

2日(火) 就業改善センター
麻しん：12ヶ月児
風しん：9月の接種もれ者

平成12年4月2日

平成13年4月1日生まれ

平成12年12月～平成13年

3月生まれ児

24日(水) 町立診療所検診棟

*三歳児健康診査

平成12年12月～平成13年

3月生まれ児

麻疹については、昨年春

から夏にかけて高校生を中

心に流行し、その後一旦終

息いたしました。再び昨

年12月から高校生を中心に

流行しつつあります。

発熱等の症状が有る場合

には早期に受診することや

発症時には他の者と接触を

できるだけ少なくするなど

地域における感染拡大の防

止にご協力くださるようお

暮らし

願います。
また、乳幼児の麻疹の予
防接種は満1歳を過ぎたら
早期に接種することが望ま
しいことから出来る限り早
期に接種されるようお勧め
します。

●結婚相談

就業改善センター

095・3575

日時 3月21日(日)

午後1時～午後3時

会場 就業改善センター

相談室

●お年寄りよろず相談

0257・285・4165

3月

よろず相談 月曜～金曜日

9時～17時

専門相談→要予約

法律 13時30分～16時

医療 13時30分～15時30分

(3日)

痴呆 14時～16時

(17日)
公的年金・保険
13時30分～15時30分
(2日)
税金 10時～12時
(12日)
健康・介護 10時～16時
(11日)

●不審な電話にご用心

【にせ税務職員にご注意を】

柏崎税務署 総務課

0257・22・2131

税務署職員をかたり、税

金を選付するためと称して、

家族の勤務先の名称や電話

番号などを電話で照会する

という事件が発生していま

す。通常、税金の還付につ

いては、すでに提出された

書類等に基づき行いますの

で、改めて勤務先等を照会

することは基本的にはあり

ません。

このような電話があった

時は、即答しないで、一度

電話を切り、税務署に確認

をしてください。



新しい民事執行制度

―財産開示手続について―

平成15年8月に民事執行法が改正され、
権利実現の実効性をより向上させるために、
債権者の申し立てにより、裁判所が債務者
に財産の開示を命じる制度(財産開示手続)
が創設されました。この手続は、平成16
年4月1日から利用できるようになります。

財産開示手続は、例えば、金銭の支払を命
じる確定判決を得たのに支払ってもらえない
ため、債務者の財産を差し押さえて支払を受
けたいとしても、どこにどのような財産があ
るのか分からない場合に利用できます。

裁判所が債権者の申し立てを相当と認めれ
ば、債務者は、裁判所に出頭して宣誓し、
財産の状況を陳述しなければなりません。
その際、債権者が虚偽の陳述をすると、過
料の制裁が科せられます。また、一方で債
権者のプライバシーを不当に侵害すること
がないように、債権者がこの手続で得た情
報を目的外に使用すると、過料の制裁が科
せられます。

問い合わせ先

新潟地方裁判所事務局総務課庶務係

(0257・222・4131)

新潟家庭裁判所事務局総務課庶務係

(0257・266・3171)

裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/>

最低賃金

最低賃金が改正され、産業別最低賃金も時間額のみとなりました。この機会に、最低賃金額をご確認下さい。

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金	641円 (据置き)	平成14年9月30日

なお、この最低賃金は、下記産業別最低賃金が適用される事業場を除く県内すべての事業場で働くすべての労働者に適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業 (電球、電気計測器製造業を除く)	740円	平成15年12月25日
各種商品小売業	704円 (据置き)	平成15年12月31日
自動車(新車) 自動車部品・附属品小売業	737円	平成15年12月11日

なお、詳しくは柏崎労働基準監督署(0257-22-4128)まで。

●国の助成金制度を
ご存じですか?

「新規に事業を始めた」「人を雇い入れたい」「残業時間を減らしたい」「残業時に国の支援制度があることをご存じですか?」
各種助成金制度等のご相談・資料請求はこちらです。

ハローワーク柏崎

0257・23・2140

新潟労働局職業対策課

0257・234・5927

●考えましょう!
あなたのからだ

当協会では、「過労死」等の相談に応じています。過労からくる健康のこと、精神的悩み、労災保険のことなど相談に応じています。秘密は厳守され、相談は無料です。

財労災年金福祉協会

新潟労災年金相談室

新潟市東大通2-4-10

日本生命新潟ビル7階

0257・243・7760

0257・243・4809

フリーダイヤル

0120・603・1114

●消費者のみなさん、
平成16年4月から
消費税の総額表示方式
がスタートします

事業概要

1、消費税法の改正により、平成16年4月から、お店やスーパーの「値札」や「広告」などの価格の表示が、消費税額を含めた支払総額の表示に変わります。

2、価格表示の例(商品やパッケージの価格表示、

広告・商品カタログ・メニュー等)

※たとえば、本体価格が

1,000円の場合

1,000円(税別)

・本体1,000円

税50円

等

←

【新】

・1,050円(税込)

・1,050円

(うち消費税50円)

・1,000円

(税込1,050円)等

お年寄りを狙った
詐欺事件の発生防止

去る1月26日、当事業所管内(小千谷市内)において、お年寄りを狙って当社社員を騙り引込線ヒューズの取替費用と称してお金を騙し取る事例が発生しました。

当社は、電線工事や引込み線工事等でお客さまから現場で直接お金をいただくようなことは一切行っていませんので、十分注意下さるようお願いいたします。

つきましては、不審者からお金の支払いを求められましたら以下の対応をお願いします。

1、当社関連の作業でお伺いする者は、従業員証を携帯しておりますので、提示を求めています。

2、ご不審に感じることがありましたら、直ちに当社へご連絡下さい。

【連絡先】

東北電力株式会社社長岡営業所

お客さまセンター 課長 西山 健一

035・1860代

法律相談所開設のお知らせ

と き 3月26日(金) 午後1時30分～3時30分
と こ 就業改善センター
相 料 無 料
弁 護 士 倉重 安雄氏
相 談 内 容 法律関係全般
申 し 込 み 先着4名

国民年金

割引があつて便利な『前納制度』をご利用ください

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」があります。

保険料を前納すると割引が受けられ、また、毎月の納付の手間が省け納め忘れもなくなります。

収入が一定期間に片寄る方など、ぜひ前納制度をご利用ください。前納は1年間・6か月を単位として行う他、次の期間の保険料についても前納できます。

・保険料を前納しようとする日の属する月から年度末までの期間

・年度末までの間に6歳の誕生日を迎えるときは、保険料を前納しようとする日の属する月から、60歳に達する月の前月までの期間

前納を希望される方は、柏崎社会保険事務所(☎0257・23・5820)にご相談ください。

被保険者の種別が変わったときは届出が必要です

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、必ず公的年金に加入します。

国民年金は、3つの種別に分かれ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより加入種別が変わります。

(加入種別)

①第1号被保険者：日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方で、厚生年金や共済組合に加入している方やその配偶者以外の方(主に自営業者や学生等)

②第2号被保険者：厚生年金や共済組合に加入している方(会社員・公務員等)

③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方(専業主婦等)※ただし届け出が必要です。

種別が変わったときは届け出が必要です。届け出を忘れると、将来、老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、障害・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

(届け出先)

◆第2号・3号被保険者から第1号被保険者になる場合

◆第1号・2号被保険者から第3号被保険者になる場合

不明な点等は町民係(☎95・5900)へお問い合わせください。

暮らしのワンポイント

換気扇の掃除 つけ置き洗いで汚れ落とし

台所の掃除で特にやっかいなのが換気扇。造りが複雑で掃除しにくいので、年に一度しか外して洗わないという家庭も少なくないようです。

でも油污は放置しておくとも酸化・変質して落ちなくなります。ほこりと混じってガム状に固まってしまうと、洗剤をかけてこすただけではとれません。

換気扇掃除の目安は、できれば三か月に一度。少なくとも半年に一度はたまった汚れを落とすように努めましょう。

効果的な洗浄方法の一つが「つけ置き洗い」です。換気扇やガスレンジ用には、直接かける液体洗剤と、粉末のつけ置き洗剤があります。つけ置き用は固まった汚れをはがすように落とすので、換気扇向きです。

まず、ゴム手袋をはめて換気扇を外しますが、洗剤につける前に、固まった汚れは太い割りばしなどでできるだけ掻き取っ

ておきましょう。

次に、台所のシンクの排水口に栓をしてお湯を張り、洗剤を入れて白い泡が立ってきたら、汚れのひどい方を下にして換気扇の羽根とフィルターを入れま

す。後は1〜2時間置いてから、たわしでこすれば簡単に汚れが落ちます。細かい部分の汚れには、使い古しの歯ブラシを使いましょう。

つけ置き洗いにシンクを使いたくない場合は、ごみ用のポリ袋に羽根とフィルターを入れ、洗剤と水を注いで、袋の口を縛ってしばらく置きます。

このほか、手間を省きたい方には、羽根にトイレレットペーパーを巻き付け、スプレー洗剤をかけて30分ほど張り付けておく「湿布法」もあります。特に

レンジフードについていた油污れには、キッチンペーパーなどを使った「湿布法」が効果を発揮します。

小国風 ほろっと ウロコ 目から

3月は 「別れ」「出会い」「旅立ち」..。

初めて体験する我が子の卒業式は疑似体験さながらの感動でウルウル。写真も沢山、と手にしたカメラが故障(?)友人に数枚依頼。しつかり心に焼き付けた感動の場面。3月になると当時の光景が鮮明に思い出されます。(N・Y)

家族達と別れ、18歳で初めての一人暮らし。寂しくてラジオはつけっ放し。夕ご飯は鏡の前に置いて食べた事もありました。小国を離れて新生活スタートの君、自炊がんばれ!(Y・A)

この春から長女が入園します。娘へ

いっぱい友達を作れ!!
いっぱい思い出を作れ!!
いっぱい食べて、
元気な体を作れ!!
親より(S・T)

私が中学3年生になりたての

日、弟の小学校の入学式に保護者として参加したことが、私の大人としての旅立ちへの第一歩

でした。忙しい母に変わり、お母さん方に混じっての参列は、私の子供の入学式よりも、印象に残っていて、その日の天気まで記憶にあります。(Y・K)

(人ばかりである。(Y・T)

3月というと卒業ですが、思い出すが、中学校の最後のホームルームで、天然パーマの先生のギターで唄った「贈る言葉」です。すっかり懐メロですが、分かりやすい歌詞が好きです。(C・K)

※今月は年度末なので、ウロコ隊5人と広報担当で、それぞれの思いを書きました。

おぐに文芸

俳壇

◎寒の月川音許し水の上

上谷内 池島千恵子
*評 「寒の月」は寒三十日間の月をいい凄絶な感をもたない息をのむ美しさである。川音許しに好感をもつ。

水餅や母の齢越え母恋し
掌に火照り北風に向かつて歩く刻
子と老に合わず難儀のおでん味
風呂吹を温め残業の帰り待つ
水餅で不意の来客持て成せる
豆撒いて吾家子はいぬ鬼も居ぬ

新町 青柳 カズ
小栗山 片桐 ムツ
小栗山 今井 昭一
武石 稲波 一芽
猿橋 岩野 チユ
太郎丸 北原 テイ

書道教室

(2月の作品)



「世界気象デー」(3月23日)

毎年3月23日は、「世界気象デー」です。「世界気象デー」は、1950年のこの日に世界気象機関条約が発効したことを記念して制定されました。世界気象機関(WMO)では、毎年キャンペーンテーマを設けて、気象知識の普及や国際的な気象業務への理解の促進に努めています。今年のテーマは、「情報化時代の気象・水・気候」です。

サンコーポラス	運営戸数	40戸
入居状況(1月末)	入居戸数	37戸
	入居可能戸数	3戸

サンコーポラス小国 管理事務所 ☎95-4831